足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

登室許可証（医療機関が記入）

医師が記入した登室許可証が必要な感染症

○印	病　　名	登室停止期間
1	麻しん（はしか）	解熱後、３日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※①）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日(乳児から幼児については３日※②)を経過するまで
6	百　日　咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結　　核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後２日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ－１５７）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第２種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後３日を経過するまで」とする。

(提出先)　リルバ保育ルーム　　児童　氏名

出席停止期間　　月　　日から　　月　　日まで

　　月　　日から登室してもよいことを証明します

医療機関名　　医師名　　印

---------- 切り取り ----------

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

登室許可証（保護者が記入）

医師の登室許可を得た上で保護者が記入した許可証が必要な感染症

○印	病　　名	登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後 24 時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の診断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	ＲＳウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先)　リルバ保育ルーム　　児童　氏名

受診した病院名

通院した期間　　月　　日～　　月　　日　　登室を許可された日　　月　　日

上記の通り相違ありません

平成　　年　　月　　日　　保護者名　　印